

株 主 各 位

第 102 回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

(2018 年4月1日から 2019 年3月 31 日まで)

群栄化学工業株式会社

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第 16 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.gunei-chemical.co.jp>)に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

連結注記表

[継続企業の前提に関する注記]

該当事項はありません。

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

Thai GCI Resitop Company Limited、株式会社ビッグトレーディング、India GCI Resitop Private Limited、東北ユーロイド工業株式会社、American GCI Resitop, Inc.

なお、American GCI Resitop, Inc.については、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

非連結子会社の名称

KYNOL EUROPA GmbH

連結の範囲から除いた理由

小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び会社等の名称

該当ありません。

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

非連結子会社

KYNOL EUROPA GmbH

関連会社

群栄興産株式会社

持分法を適用していない理由

いずれも小規模会社であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生じる正味の債務の評価基準及び評価方法

時価法

- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
主として月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社については、以下の方法によっております。

建物（建物附属設備は除く）

- a 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定額法
b 2007年4月1日以降に取得したもの 定額法

建物附属設備及び構築物

- a 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法
b 2007年4月1日以降から2016年3月31日以前に取得したもの 定率法
c 2016年4月1日以降に取得したもの 定額法

建物、建物附属設備及び構築物以外

- a 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法
b 2007年4月1日以降に取得したもの 定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

在外連結子会社については、主として見積り耐用年数による定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法

なお、耐用年数については、のれんは5年、その他は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、主として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法（定額法）によっております。

なお、主なリース期間は5年です。

（3）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 環境対策引当金

PCB使用電気機器の処理支出に備えるため、処理見込額を計上しております。

④ 固定資産撤去引当金

固定資産の撤去支出に備えるため、処理見込額を計上しております。

（4）その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち Thai GCI Resitop Company Limited 及び American GCI Resitop, Inc. の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

② ヘッジ会計の方法

(ヘッジ会計の方法)

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しており、それ以外のものについては、繰延ヘッジ処理によるおります。

(ヘッジ手段とヘッジ対象)

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

(ヘッジ方針)

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(ヘッジ有効性評価の方法)

金利スワップについては、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較して有効性の評価を行っております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額及び年金資産の見込み額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によるおります。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑤ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるおります。なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は発生年度の期間費用としております。

[表示方法の変更に関する注記]

連結貸借対照表

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前連結会計年度 213 百万円）は、当連結会計年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」363 百万円に含めて表示しております。

連結損益計算書

前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外費用の「売上割引」（前連結会計年度2百万円）、「租税公課」（前連結会計年度3百万円）、特別利益の「投資有価証券売却益」（前連結会計年度94百万円）及び「保険差益」（前連結会計年度11百万円）については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めておりました「訴訟関連費用」（前連結会計年度4百万円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

有形固定資産の減価償却累計額 46,731百万円
 なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
 普通株式 8,998,308株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2018年6月22日 定時株主総会 | 普通株式 | 277 | 40.00 | 2018年3月31日 | 2018年6月25日 |
| 2018年10月17日 取締役会 | 普通株式 | 277 | 40.00 | 2018年9月30日 | 2018年12月6日 |
| 計 | | 554 | | | |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月17日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金総額 277百万円
- ② 1株当たり配当額 40円00銭
- ③ 基準日 2019年3月31日
- ④ 効力発生日 2019年6月18日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、各事業を行うための設備投資計画に照らして、銀行借入を主として必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に債券及び取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクのヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「3. 会計方針に関する事項(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項②ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門が主要な取引先の状況を適宜モニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券及びその他有価証券における債券は、余剰資金運用基準に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を一定の水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------------|----------------|--------|----|
| (1) 現金及び預金 | 5,475 | 5,475 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 8,418 | 8,418 | — |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| ① 満期保有目的の債券 | 1,800 | 1,804 | 4 |
| ② その他有価証券 | 8,573 | 8,573 | — |
| 資産 計 | 24,267 | 24,271 | 4 |
| (1) 買掛金 | 3,915 | 3,915 | — |
| (2) 1年以内に返済する長期借入金 | 600 | 600 | — |
| (3) 長期借入金 | 450 | 451 | 1 |
| 負債 計 | 4,965 | 4,966 | 1 |

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金及び預金及び（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

① 満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

（単位：百万円）

| 区分 | 連結決算日における 連結貸借対照表計上額 | 連結決算日における 時価 | 差額 |
|--------------------------|-------------------------|-----------------|----|
| 時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの | 1,200 | 1,208 | 8 |
| 時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの | 600 | 595 | △4 |
| 合計 | 1,800 | 1,804 | 4 |

② その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は 201 百万円であり、売却益の合計額は 1 百万円です。その他有価証券における種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分 | 取得原価 | 連結決算日における 連結貸借対照表計上額 | 差額 |
|----------------------------|-------|-------------------------|-------|
| 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 2,441 | 3,636 | 1,194 |
| 債券 | 2,693 | 2,721 | 27 |
| 小計 | 5,135 | 6,357 | 1,222 |
| 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | 140 | 112 | △28 |
| 債券 | 1,509 | 1,503 | △5 |
| その他 | 599 | 599 | △0 |
| 小計 | 2,249 | 2,216 | △33 |
| 合計 | 7,384 | 8,573 | 1,188 |

負債

(1) 買掛金

買掛金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年以内に返済する長期借入金及び(3) 長期借入金

1年以内に返済する長期借入金及び長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、1年以内に返済する長期借入金については、残存期間が1年未満であり、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

金利スワップについては、取引先金融機関から提示された時価に基づき、繰延ヘッジ処理を行っております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 182 |
| 譲渡性預金 | 1,000 |
| 合計 | 1,182 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3)② その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 5,475 | — | — | — |
| 受取手形及び売掛金 | 8,418 | — | — | — |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | 100 | 1,700 | — | — |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 1,800 | 500 | 2,600 | 500 |
| 合計 | 15,793 | 2,200 | 2,600 | 500 |

[賃貸等不動産に関する注記]

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、群馬県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業用地や賃貸住宅等を所有しております。なお、賃貸住宅の一部については、当社従業員のための福利厚生施設（社宅）として使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び連結決算日における時価は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 連結決算日における時価 |
|------------------------|------------|-------------|
| 賃貸等不動産 | 1,250 | 2,384 |
| 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産 | 181 | 245 |

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額 5,813円59銭

1株当たり当期純利益 169円77銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

[その他の注記]

1. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 用途（場所） | 種 類 | 金額（百万円） |
|---------------------|-----------|---------|
| 食品製造設備等 （群馬県高崎市） | 建物及び構築物 | 5 |
| | 機械装置及び運搬具 | 56 |
| | 建設仮勘定 | 31 |
| | その他 | 5 |
| | 合 計 | 99 |

当社グループは事業の関連性によりグルーピングしております。

食品事業の食品製造設備等の資産グループは、収益性の低下により帳簿価額と比較して回収可能価額が著しく下落しているため、回収可能価額まで減額し、当該減少価額 99 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しております。

2. 過去の有価証券投資に対する民事提訴について

当社は、オリンパス株式会社をめぐる、いわゆる一連の損失飛ばし事件において同社が出資する『株式会社アルティス』、『株式会社ヒューマラボ』、『NEWS CHEF 株式会社』の投資について、当該有価証券の勧誘を行った横尾宣政氏、羽田拓氏に対し、損害賠償請求の民事訴訟を提訴してまいりました。

羽田拓氏に対しては現在も係争中ですが、横尾宣政氏に対しては東京高等裁判所において同氏の控訴が棄却された旨の判決を受領いたしました。

（注）各注記の記載金額は、全て百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

[継続企業の前提に関する注記]

該当事項はありません。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、
売却原価は、移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債務の評価基準及び評価方法 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

- ① 商品・製品・原材料・仕掛品
月別総平均法
- ② 貯蔵品
最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

- ① 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定額法
- ② 2007年4月1日以降に取得したもの 定額法

建物附属設備及び構築物

- ① 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法
- ② 2007年4月1日以降から2016年3月31日以前に取得したもの 定率法
- ③ 2016年4月1日以降に取得したもの 定額法

建物、建物附属設備及び構築物以外

- ① 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法
- ② 2007年4月1日以降に取得したもの 定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、のれんは5年、その他は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法（定額法）

なお、主なリース期間は5年です。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

(ヘッジ会計の方法)

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しており、それ以外のものについては、繰延ヘッジ処理によっております。

(ヘッジ手段とヘッジ対象)

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

(ヘッジ方針)

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(ヘッジ有効性評価の方法)

金利スワップについては、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較して有効性の評価を行っております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は発生年度の期間費用としております。

[表示方法の変更に関する注記]

貸借対照表

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第 5 号 平成 30 年 3 月 26 日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前事業年度 215 百万円）は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」336 百万円に含めて表示しております。

損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました営業外費用の「売上割引」（前事業年度は 2 百万円）、「租税公課」（前事業年度は 3 百万円）、特別利益の「投資有価証券売却益」（前事業年度は 426 百万円）及び「保険差益」（前事業年度は 11 百万円）については、金額が僅少となったため、当事業年度は「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めておりました「訴訟関連費用」（前事業年度 4 百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 42,351 百万円
なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

| | |
|------|---------|
| 金銭債権 | 693 百万円 |
| 金銭債務 | 181 百万円 |
3. 取締役等に対する金銭債務は次のとおりであります。

| | |
|------|---------|
| 金銭債務 | 218 百万円 |
|------|---------|

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高は次のとおりであります。

| | |
|------------|-----------|
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 425 百万円 |
| 仕入高 | 1,249 百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 171 百万円 |

[株主資本等変動計算書に関する注記]

| | |
|------------------------|-------------|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 | |
| 普通株式 | 2,069,156 株 |

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | | |
|--------------|-------|-----|
| 減損損失否認額 | 590 | 百万円 |
| 退職給付引当金否認額 | 488 | |
| 投資有価証券評価損否認額 | 155 | |
| 賞与引当金否認額 | 90 | |
| 関係会社評価損否認額 | 61 | |
| 棚卸資産評価損否認額 | 53 | |
| 未払役員退職慰労金否認額 | 49 | |
| 未払事業税否認額 | 23 | |
| 貸倒引当金繰入否認額 | 23 | |
| 会員権評価損否認額 | 21 | |
| その他 | 78 | |
| 繰延税金資産小計 | 1,635 | |
| 評価性引当額 | 879 | |
| 繰延税金資産合計 | 756 | |

繰延税金負債

| | | |
|--------------|-----|-----|
| その他有価証券評価差額金 | 273 | 百万円 |
| 投資有価証券評価益否認額 | 129 | |
| 未収配当金益金不算入額 | 16 | |
| その他 | 0 | |
| 繰延税金負債合計 | 420 | |
| 繰延税金資産の純額 | 336 | |

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|----------------------------------|----------------|------------------------------|------------------|------|-----|------|
| 子会社 | Thai GCI Resitop Company Limited | 所有 直接 60.2% | 製造権、販売権の許諾 資金の援助 役員の兼任 | ロイヤルティの受入 (注) | 180 | 売掛金 | 229 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引条件については、工場渡し価格に対し、料率を每期交渉の上決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

| | |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 5,611円19銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 146円26銭 |

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

[その他の注記]

過去の有価証券投資に対する民事提訴について

当社は、オリンパス株式会社をめぐる、いわゆる一連の損失飛ばし事件において同社が出資する『株式会社アルティス』、『株式会社ヒューマラボ』、『NEWS CHEF 株式会社』の投資について、当該有価証券の勧誘を行った横尾宣政氏、羽田拓氏に対し、損害賠償請求の民事訴訟を提訴してまいりました。

羽田拓氏に対しては現在も係争中ではありますが、横尾宣政氏に対しては東京高等裁判所において同氏の控訴が棄却された旨の判決を受領いたしました。

(注) 各注記の記載金額は、全て百万円未満を切り捨てて表示しております。